

令和3年1月27日現在

江北地区におけるデマンド型交通実証運行事業 制度概要書（案）

1. 事業全体の概要

区 分	内 容
(1) 事業主体	所在地：江別市美原1445番地 江別市都市と農村の交流センター「えみくる」内 名 称：特定非営利活動法人えべつ江北まちづくり会 (以下「江北まちづくり会」という。)
(2) 江北地区における自治会の位置付け	①江北地区の4自治会（篠津、豊栄、美原、八幡自治会）で構成する江北地区協議会は、当該事業の実施を江北まちづくり会へ委任する。 ②4自治会長は江北まちづくり会の構成員になっており、地区として一体的に当該事業の実施に取り組む。
(3) 事業の目的	江北地区は、平成28年3月をもって、バス路線「当江線」が廃止され、それ以降、公共交通の不便な状態が続いているので、同地区の高齢者等の通院、買物等を支援するための持続可能な交通手段の構築を目指し、乗合運送の実証運行を実施するもの。
(4) 事業の構成	① 会員制度の運営（会員の募集、登録、会費の徴収等） ② 乗合運送による実証運行制度の運営（会員による利用、乗合運送の実施等） ③ ①②を運営するための人員配置、会計経理その他の業務 ④ その他当該事業を実施するうえで必要な業務
(5) 運行方法	上記(4)②における実際の乗合運送の運行は、江別市地域公共交通活性化協議会における協議結果に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（以下「タクシー事業者」という。）へ業務委託することで実施する。
(6) 事業期間	令和4年3月31日 まで
(7) その他	① 当該事業は、上記(3)のために実証運行を行うものであるため、この結果等を踏まえ、制度設計に適時修正等を加え、本格運行に向けた検討を行うことを前提とする。 ② 当該事業に必要な経費は、江別市が補助する。

2. 会員制度の概要

区 分	内 容
(1) 会員制度の趣旨	<p>当該事業による乗合運送の運用の効率化や持続可能な交通手段構築のため、次のいずれかの目的により乗合運送を利用しようとする者を事前に会員として登録する。</p> <p>① 通院、入退院 ② 買物 ③ 公共施設、公共交通機関の利用（通勤・通学は除く） ④ ①②③により利用する者の付添 ⑤ その他（江北まちづくり会として必要と認める場合）</p>
(2) 会員登録対象者	<p>江北地区に住所を有し、かつ次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>① 60歳以上の者 ② 障がい者等 ③ ①②の者に付添する者 ④ その他（江北まちづくり会として必要と認める者）</p>
(3) 会員証の交付	江北まちづくり会は、会員に対し、会員証を交付する。
(4) 会費	<p>江北まちづくり会は、会員登録の際に月額換算400円による年会費を徴収し、当該事業の財源に充てる。</p> <p>・ 令和3年4月から 年額4,800円</p>

3. 実証運行制度の概要

区 分	内 容
(1) 法令上の運行方法	<p>タクシー事業者が国土交通大臣から道路運送法第21条第1項第2号の規定（一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき）に基づく乗合旅客運送の許可を受けて運行する。</p>
(2) 運行を受託する タクシー事業者	<p>上記1(5)により乗合運送の運行業務を受託するタクシー事業者は、次の者とする。</p> <p>所在地：江別市東光町14番地の4 名称：山崎自動車工業株式会社（山崎ハイヤー）</p>
(3) 運行期間	<p>令和3年4月 1日 から 令和4年3月31日 まで（1年間）</p>
(4) 運行形態	デマンド型、自由経路型、基本ダイヤ型

(5) 実証運行地域、乗降場所	<p>利用者側地区：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江北地区（江別市篠津、中島、八幡、美原）内。 ・会員（予約者）自宅前にて乗降。 <p>市街地側乗降場所：次の計10か所</p> <p>①JR江別駅、②JA道央江別支所、③江別市立病院、④2番通4丁目、⑤ホクレンショップ元江別店、⑥コープさっぽろえべつ店、⑦江別市役所、⑧イオン江別店、⑨野幌公民館、⑩溪和会江別病院</p> <p>※別紙「運行区域図」参照。</p>																											
(6) 運行車両	<p>会員（予約者）が4名まで乗ることのできる車両</p>																											
(7) 運行日等	<p>① 運行日は、月曜日、火曜日、木曜日、金曜日、土曜日の週5日。ただし、これに関わらず、祝日および12月29日から1月3日の期間（年末年始）は運行しない。</p> <p>② また、天候の急変等により、運行の安全に支障があるものと認められる日、時間は運行しない。</p>																											
(8) 車両の表示	<p>会員（予約者）等から江北地区デマンド型交通の実証運行車両であることが分かるよう、車両に表示する。</p>																											
(9) 運行便	<p>1日7便（往路3便、復路4便）を設定し、会員から利用予約のある便を運行する。（乗合状況により発着予定時刻は前後する）</p> <p>① 往路（発着予定時刻）</p> <table border="1" data-bbox="534 1261 1329 1541"> <thead> <tr> <th></th> <th>江北地区発</th> <th>市街地着</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1便</td> <td>7：30頃</td> <td>8：00頃</td> </tr> <tr> <td>第2便</td> <td>9：30頃</td> <td>10：00頃</td> </tr> <tr> <td>第3便</td> <td>11：30頃</td> <td>12：00頃</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 復路（発着予定時刻）</p> <table border="1" data-bbox="534 1637 1329 1989"> <thead> <tr> <th></th> <th>市街地発</th> <th>江北地区着</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4便</td> <td>11：00頃</td> <td>11：30頃</td> </tr> <tr> <td>第5便</td> <td>13：00頃</td> <td>13：30頃</td> </tr> <tr> <td>第6便</td> <td>15：00頃</td> <td>15：30頃</td> </tr> <tr> <td>第7便</td> <td>17：00頃</td> <td>17：30頃</td> </tr> </tbody> </table>		江北地区発	市街地着	第1便	7：30頃	8：00頃	第2便	9：30頃	10：00頃	第3便	11：30頃	12：00頃		市街地発	江北地区着	第4便	11：00頃	11：30頃	第5便	13：00頃	13：30頃	第6便	15：00頃	15：30頃	第7便	17：00頃	17：30頃
	江北地区発	市街地着																										
第1便	7：30頃	8：00頃																										
第2便	9：30頃	10：00頃																										
第3便	11：30頃	12：00頃																										
	市街地発	江北地区着																										
第4便	11：00頃	11：30頃																										
第5便	13：00頃	13：30頃																										
第6便	15：00頃	15：30頃																										
第7便	17：00頃	17：30頃																										

(10) 予約受付等	<p>① 予約受付窓口は、山崎自動車工業株式会社に置く。</p> <p>② 会員からの予約の締切時間は、当該便運行日の前日の17時とする。</p> <p>③ 予約には、電話、FAX等を使用する。</p>
(11) 同一便での増車	<p>1便あたりの会員の予約が、乗車定員4名を超える場合、同一便で1台まで増車する（8人まで予約受付可能）。</p>
(12) 利用料（運賃）、 運転手による徴収	<p>① 利用料（運賃）は、会員1人1乗車ごとに500円（一律）とする（割引制度等なし）。</p> <p>② 運行車両の運転手は、会員（予約者）が降車する際に、①の利用料（運賃）を徴収する（現金支払いのみ）。</p>
(13) 事故対応	<p>事故が起こってしまった場合は、山崎自動車工業株式会社がタクシー事業者として必要な事故対応を行うとともに、江北まちづくり会へ速やかに事故、対応の状況等を報告する。</p>
(14) 運行実績報告	<p>山崎自動車工業株式会社は、運行実績を1日ごとに記録し、江北まちづくり会へ報告する。</p>

運行区域図（全体）



運行区域図（市街地）

